

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税の賦課・徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、国民健康保険税の賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和5年12月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険税の賦課・徴収事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)、宇土市国民健康保険税条例(昭和34年条例第7号)等に基づき、国民健康保険加入者に対し、国民健康保険税を賦課し徴収する。具体的には以下の事務を行う。 【賦課業務】 ①賦課に向けた所得の確認 ②課税計算した結果を納税義務者へ通知 ③口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 【徴収業務】 ①収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理し、賦課更正等により過誤納等が発生した場合は、還付・充当を行う。 ②滞納整理(督促状・催告書発送業務) 賦課業務により課税された国民健康保険税のうち、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後20日以内に督促状を発送する。)また、督促以降も完納しない場合は、催告書を発送する。 ③滞納処分 督促発送から起算して10日を経過するまでに徴収金を完納しない場合、滞納処分を行う。 ④調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関とその他法令に定める第三者等に当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。 ⑤滞納処分の執行停止 財産・所在不明及び生活困窮等で徴収不可の事実が明らかであるときは、当該税金について滞納処分の執行停止を行う。
③システムの名称	1. 総合行政システム国民健康保険税 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1)国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 16, 30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16, 24条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第2 27、42、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第20、25条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2 1、46の項 別表第二主務省令第1条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市市民環境部税務課 〒869-0492 宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市市民環境部税務課 〒869-0492 宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月25日	Ⅱ. 1 (いつ時点の計数か)	令和4年10月26日 時点	令和5年10月25日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年10月25日	Ⅱ. 2 (いつ時点の計数か)	令和4年10月26日 時点	令和5年10月25日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため